

## 三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)

三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に対する意見募集(パブリックコメント)

議員提出条例に係る検証検討会 座長 西塚宗郎

### 1 意見募集の趣旨

三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)は、リサイクル製品の利用を推進し、もってリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年に制定されました。

条例施行から7年が経過していることから、制定当時の県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、また、議決の意思どおりに運用されているか等について、当検討会において検証を行っています。この検証を踏まえ、条例の規定の見直し等を予定しています。

つきましては、三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正に関しまして、ご意見をお寄せください。

### 2 改正の主な内容

別添「[三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要](#)」をご覧ください。

### 3 意見の募集期間

平成20年12月20日(土)から平成21年1月19日(月)まで

### 4 意見の提出方法及び提出先

住所、氏名、連絡先、ご意見を記入のうえ、下記のいずれかの方法でご提出ください。様式は任意です。標題に『三重県リサイクル製品利用推進条例の改正への意見』とご記入ください。

なお、電話によるご意見は受け付けておりません。また、受理通知の発送等はいたしません。ご了承ください。

- 郵送の場合 : 〒514-8570 津市広明町13番地 三重県議会事務局企画法務課あて
- ファクシミリの場合 : 059-229-1931 三重県議会事務局企画法務課あて
- 電子メールの場合 : [gikaik@pref.mie.jp](mailto:gikaik@pref.mie.jp)

### 5 個人情報の取り扱い

ご記入いただきました内容は、このパブリックコメントに関する業務のみで使用することとし、住所、氏名、連絡先等の個人情報は、三重県個人情報保護条例に従って適正に管理し、公表はいたしません。また、提出された意見で、公表することにより、個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものについては、その全部または一部を公表いたしません。

### 6 提出いただいたご意見の取り扱い

皆様から提出いただいたご意見又はその一部は、議員提出条例に係る検証検討会における討議の資料等として活用いたしません。

なお、いただいたご意見に対し個別に回答は行いませんので、ご了承ください。

### 7 お問い合わせ先

三重県議会事務局企画法務課  
〒514-8570 津市広明町13番地  
電話:059-224-2877 Fax:059-229-1931  
メールアドレス: [gikaik@pref.mie.jp](mailto:gikaik@pref.mie.jp)

### 関連資料

[三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要\(PDF\(14KB\)\)](#)

問い合わせ先: 県議会事務局  
電話: 059-224-2877 / ファックス: 059-229-1931 / E-mail: [gikaik@pref.mie.jp](mailto:gikaik@pref.mie.jp)

## 三重県リサイクル製品利用推進条例の改正概要

三重県リサイクル製品利用推進条例は、リサイクル製品の利用を推進し、もってリサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的として、平成13年に制定されました。

条例施行から7年が経過していることから、制定当時の県民意識や社会情勢の変化等を勘案し、また、議決の意思どおりに運用されているか等について、当検討会において検証を行っています。この検証の結果、リサイクル製品の原材料、リサイクル製品認定委員の役割等について、見直す必要があるとの結論に至りました。このため、条例の規定の一部を改正いたします。

### 改正の主な内容

1. 特別管理廃棄物を利用して生産又は加工されたもの等は、リサイクル製品から除くこととします。このことについて条文上整理します。

特別管理廃棄物を利用したものは、これまでも条例第二条（定義）の規定に基づき、施行規則（三重県リサイクル製品利用推進条例施行規則（平成十三年三重県規則第八十号））第四条第一項及び別表第一第一項において、「リサイクル製品」ではないと整理されてきたところです。

しかし、このことについて、規則ではなく条例上に明記することで、特別管理廃棄物を利用したものは、「リサイクル製品」と認定することはないという県の姿勢を、明確に示そうとするものです。

2. 認定の取消し、是正又は改善の勧告等に当たっては、必要に応じて三重県リサイクル製品認定委員の意見を聴くことができることとします。

現在、三重県リサイクル製品認定委員には、条例第七条に基づき、認定に当たって意見を聴くこととされています。

化学、土木工学等のリサイクル製品についての専門家などの外部の有識者である三重県リサイクル製品認定委員の知見を一層広く活用するため、是正又は改善の勧告、取消等を県が行う場合には意見を聴く機会を設けようとするものです。